

関東信越税理士会 熊谷支部 1月例会次第

日時 平成31年1月15日(火)
午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|---------------|-------------------------|---|--------------|
| (1) 12月 6日(木) | 研修・支部例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 12月 6日(木) | 理事推薦委員会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 12月 6日(木) | 支部忘年会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (4) 12月 7日(金) | 税務支援対策部確定申告期無料納税相談日程表作成 | 於 | 支部事務局 |
| (5) 12月10・11日 | 野本年信会員 通夜・告別式 | 於 | セレモニーホールゆうえん |
| (6) 12月14日(金) | 法人会熊谷支部青年部との研修会 | 於 | ホテルシティフィールド |
| (7) 12月14日(金) | 熊谷支部ゴルフ会総会 | 於 | 安心院 |
| (8) 12月22・23日 | 原 靖会員御母堂様 通夜・告別式 | 於 | 県央みずほ斎場 |
| (9) 1月 7日(月) | 深谷商工会議所新春賀詞交歓会 | 於 | 埼玉グランドホテル深谷 |
| (10) 1月 8日(火) | 熊谷商工会議所新春賀詞交歓会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (11) 1月 8日(火) | 正副支部長・署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (12) 1月 9日(水) | 四者協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (13) 1月12日(土) | 行政書士会熊谷支部新年賀詞交歓会 | 於 | マロウドイン熊谷 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会
 - 日時 1月15日(火)午前9時30分～
 - 場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 研修会
 - 日時 1月15日(火)午前10時45分～12時15分
 - 場所 ホテルガーデンパレス
 - 内容 事業承継税制について
 - 講師 熊谷税務署担当官
- (3) 支部理事会
 - 日時 1月24日(木)午後4時00分～
 - 場所 日本政策金融公庫
- (4) e-tax 研修会
 - 日時 1月25日(金)午後1時30分～4時00分
 - 場所 埼玉工業大学23号館 情報基盤センター実習室
- (5) 熊谷青色申告会新春懇談会
 - 日時 1月28日(月)午後6時00分～
 - 場所 マロウドイン熊谷 2階 鶴
- (6) e-tax 研修会
 - 日時 1月31日(木)午後1時30分～4時00分
 - 場所 埼玉工業大学23号館 情報基盤センター実習室
- (7) 正副支部長・署との協議会
 - 日時 2月1日(金)午後4時00分～
 - 場所 熊谷税務署
- (8) 正副支部長・地域長会議
 - 日時 2月1日(金)午後4時45分～
 - 場所 支部事務局

(9) 埼玉県宅地建物取引業協会埼玉北支部新年賀詞交歓会

日時 2月5日(火)午後5時30分～

場所 マロウドイン熊谷

(10) 支部臨時総会

日時 2月7日(木)例会終了後

場所 ホテルガーデンパレス

(11) 富岡清後援会新春の集い

日時 3月10日(日)午後3時00分～

場所 ホテルガーデンパレス

(12) 熊谷さくらマラソン

日時 3月24日(日)

場所 熊谷市

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

転入

高橋幸一 (平成30年12月31日 本庄支部より転入 西部地区)

〒360-0817 熊谷市新島198-6

TEL 521-6411 FAX 520-3031

退会

小林 勇会員 (平成30年12月31日 業務廃止)

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 2月7日(木) 午前9時30分～ 署との協議会・例会

バス 午前9時10分 熊谷駅南口・市役所発

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 2月7日(木)午後1時00分～5時00分

内容 確定申告期研修

講師 熊谷税務署担当官

単位 4単位

バス 熊谷駅南口より午前9時10分発

8. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

平成31年1月15日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 寺山智久
副支部長 福島泰彦
地域長 山崎浩成
研修部長 中村武司

税理士会36時間規定研修

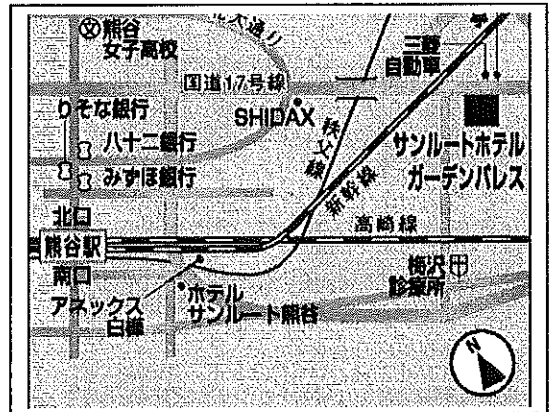
平成30年度熊谷支部確定申告研修会のご案内

拝啓 毎日厳しい寒さが続いておりますが、会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて毎年恒例となりました熊谷支部確定申告研修会を開催いたしますので、何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席いただけますようご案内申し上げます。 敬具

記

日時 平成31年 2月 7日 (木) 午後13時00分～17時00分
受付 午後12時30分より
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「平成30年度確定申告研修」
講師 熊谷税務署各担当官
 所得税 消費税
 資産税 管理運営
対象 税理士会会員及び職員
費用 資料代 会員は無料
 職員は1,000円/1人
単位 4単位
バス 熊谷駅南口 12時30分発



★資料準備の為、1月25日(金)までに支部事務局宛お申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

平成31年2月7日の確定申告研修会出席人数

会員 名 事務所職員 名 合計 名

会員事務所名

【アンケート調査】

平成31年1月15日

次年度の会務運営の指針としますので、下記アンケート事項についてお答え下さい。

なお、希望する部門が多い場合、または全く希望のない部門については、支部役員会にはかり決定いたします。

1. 次のうち、どの部門を希望しますか。第1～第3希望まで記入して下さい。

- ① 総務部 () ② 業務対策部 () ③ 経理部 () ④ 会報部 ()
- ⑤ 税務支援対策部 () ⑥ 調査研究部・制度部 () ⑦ 研修部 ()
- ⑧ 広報部・情報システム部・電子申告推進特別委員会 () ⑨ 福祉共済部 ()
- ⑩ 公益活動対策部 () ⑪ 租税教育推進部 ()

※ 税務支援対策部所属の会員は継続記帳指導を担当することとなります。

2. 下記の相談室等への派遣を希望しますか。

- ① 商工会議所 (熊谷・深谷)
- ② 商工会 (妻沼・寄居・岡部・川本・大里・江南・花園)
- ③ 市民相談室 (熊谷)
- ④ 希望しない ()

3. 部外に対する研修会・講演会の講師として、派遣を希望しますか。

- ① 希望する。 科目 ()
- ② 希望しない ()

4. 例会時研修にて希望するテーマはありますか。

5. 愛好会への入会希望

音楽愛好会・ゴルフ愛好会・麻雀愛好会

氏名 _____

* 2月5日までに支部事務局にご提出下さい。FAX 521-9612

税理士事務所における無料税務相談日程表 31年2月

氏名	月日	氏名	月日	氏名	月日
中央地区		嶋田洋一	2月 5日	曾根邦夫	2月 6日
岡本祐一	2月 4日	清水 武	6日	瀧山英太	6日
木島重雄	5日	清水茂昭	6日	染谷芙美子	15日
曾根和也	14日	鈴木 昇	14日	竹村宗一	14日
納見 宏	6日	高橋泰三	12日	富田秀昭	1日
西田政隆	8日	高橋勤二	12日	長谷部信行	13日
橋本直樹	13日	田代充雄	13日	長谷部好一	13日
本塚雄一郎	12日	富井晴夫	4日	福島泰彦	14日
渡辺 実	1日	能見孟俊	1日	堀野富士夫	15日
渡辺 保	15日	橋本久夫	14日	武藤伸悟	8日
渡辺雅江	15日	前山信一	6日	高橋幸一	15日
		増田亮吉	1日		
		松本一良	13日		
		村田克也	1日		
		山崎浩成	8日	南部地区	
		陸名久好	5日	伊東修二	2月 8日
		渡邊慶二	5日	大久保秀彦	5日
				大山 進	14日
				大山 亨	14日
				岡田 正	1日
東部地区				金井千尋	1日
天笠裕司	2月 5日			川田 茂	12日
飯島賢二	4日			木村和吉	6日
石井喜浩	1日	西部地区		小島 広	5日
伊藤寿子	1日	足立憲夫	2月 8日	林 法政	4日
市原忠男	6日	石澤利一	1日	林 正浩	4日
岩井恒夫	12日	大谷廣安	4日	原 靖	15日
小野博行	15日	大谷宏一	4日	蛭川俊也	8日
加藤一郎	1日	小野澤克則	12日	蛭川高鋭	8日
桃沢邦夫	6日	柿沼和歌枝	6日	藤野佳子	12日
小島久幸	8日	小島周一	5日	藤野廣治	12日
櫻井則彦	15日	清水一宏	8日	水野敦史	13日
櫻澤 敦	12日	柴崎 健	12日	森 いづみ	8日

氏名	月日	氏名	月日	氏名	月日
森戸 裕	2月 1日	峯岸克俊	2月15日	土屋政信	2月 5日
安原 猛	4日	森田正男	13日	角田房司	14日
吉澤春男	5日	山川宏之	4日	寺山智久	1日
吉田福一	5日	油井豊仁	15日	富岡宏之	4日
龍前篤司	13日	吉田嘉高	12日	中澤仁之	4日
		吉田貴之	12日	中野敦夫	6日
				中村文男	12日
北部地区				中村敏行	13日
秋池正江	2月 4日			西尾裕之	4日
姉崎正一	12日			根岸文男	8日
井田幸子	1日			灰野耕二	4日
大島孝夫	6日			萩原 篤	13日
金谷初雄	5日			濱野高志	1日
亀村昌雄	4日			福島 昭	14日
神田福男	6日	深谷地区		福島繁夫	14日
木本英男	5日	相原信夫	2月15日	本田 章	8日
桑 佳夫	1日	新井 進	5日	横村メ彦	15日
小林拓人	13日	石坂哲也	4日		
櫻井富美子	12日	内田守一	5日		
澤田勝利	4日	大久保匡志	1日		
鈴木雄一	12日	荻野正博	4日		
須永栄子	4日	荻原利彦	1日		
戸井田 浩	14日	笠原行男	4日	大里地区	
戸井田利夫	1日	金子良光	5日	新井政雄	2月14日
中村武司	1日	神山隆夫	6日	兼子重雄	4日
萩原直幸	13日	木藤久丹江	8日	相馬広明	1日
橋本泰久	8日	黒須克仁	15日	中澤一雄	13日
藤井一雄	8日	小暮隆史	12日	橋本則彦	12日
堀越雄司	5日	小林幹夫	14日	小林喜一郎	5日
前嶋修身	15日	高岡 洋	13日	小林賢一郎	5日
前島義邦	14日	高橋 鐵	13日	南 絹代	15日
前島義徳	14日	武田 哲	5日	山本文子	6日
増田俊樹	13日	武田匡哉	5日	吉橋 徹	8日
三澤欣一	15日	武田 司	12日		

平成 年分税務相談表（会員事務所用）

確申 様式1号

年 月 日	
支 部	
担当税理士	

申告書提出月日を記入してください

相談日	氏 名	住 所	申告書			報酬
			受理		未受理	
			書面による	代理送信による		

電話による相談	件	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">いずれか一つの該当項目に〇印</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">有 料 分 に 〇 印</div>
---------	---	--

※ 確定申告書提出期限までに支部長に提出してください。

おねがい

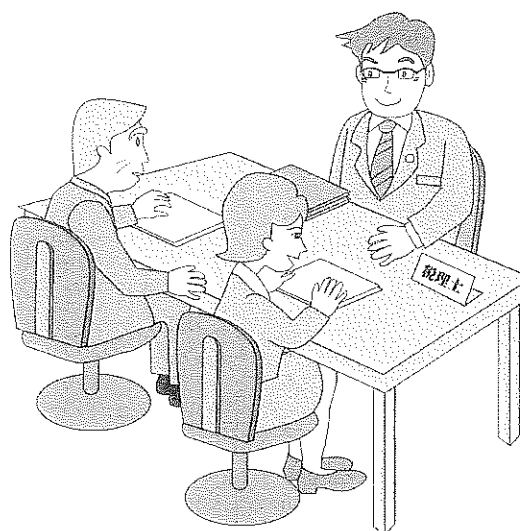
税理士でない者が、納税者の代理を行うこと、申告書等税務書類の作成をすること、税務相談を行うことは、税理士法によってできないことになっております。

税理士会では、こうした税理士制度の公共性にこたえ、「少額な所得の方、経済的理由によって、有料では税理士に委嘱することのできない方」を支援する事業を行っております。

本年分のあなたの所得ですと、税理士会で行っている無料税務相談の趣旨にそぐわなくなります。たいへん恐縮ですが、有料とさせていただきますのでご理解ください。

なお、わたしたちも税理士は次のような仕事をしております。

1. 記帳・決算書作成の相談及び代行
2. 土地・建物を売った税金、相続・贈与に関する税金の相談と申告書の作成
3. 所得税・法人税・消費税等のほか、各種税金の相談と税務書類の作成
4. 企業経営の相談
5. 融資申請手続



関 東 信 越 税 理 士 会

支 部 担 当 税 理 士

総合企画部 国際小委員会からの周知依頼
～「仮想通貨関係 FAQ」及び「仮想通貨計算書」について～

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の内容につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

国税庁、「仮想通貨関係 FAQ」及び「仮想通貨の計算書」を公表

国税庁は、仮想通貨取引に関する所得について、今年4月以降、6回にわたり「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」を開催し、その結果を踏まえ、本年11月に、仮想通貨に関して簡便に所得計算をすることができる様式や方法の概要（国税庁ホームページ別添1、2）と、仮想通貨交換所等が作成した仮想通貨に係る年間取引報告書の内容に基づき入力することで、申告に必要な所得金額等が自動計算される「仮想通貨の計算書」（国税庁ホームページ《参考》）を公表しました。

また、相続時における仮想通貨の評価・申告手続きのイメージ（国税庁ホームページ別添3）とあわせて、仮想通貨に関して国税局等に問い合わせのあった質問とその回答をまとめた「仮想通貨関係 FAQ」（国税庁ホームページ別添4）を公表しています。

「仮想通貨の計算書」は、Excel を利用したもので、各ページの左側にある入力方法の指示を参考に、右側に各該当欄に報告書の内容を入力することにより、必要な仮想通貨に係る所得計算ができるものとなっています。

詳しい内容、別添1～4及び《参考》については、下記国税庁ホームページよりご確認ください。

● 国税庁『「仮想通貨関係 FAQ」の公表について』

→ <https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/faq/index.htm>

平成30年12月11日
総合企画部長 大西 勉

総合企画部 国際小委員会からの周知事項（国際課税制度等に関連するホームページの紹介）

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、国際小委員会ではこれまで会員の方へ有用であると思われる記事について、こちらのメーリングリストを利用しご案内をしております。

この度、ご案内いたします以下のホームページにつきましては、国際課税制度等に関する情報について、有用な情報が日々更新されるホームページとなっております。

会員の皆様へご周知いただき活用くださいますようお願い申し上げます。

1 経済産業省の国際課税のページ

日本の国際課税制度（全般、移転価格税制、外国子会社合算税制（いわゆるタックスヘイブン対策税制、BEP S、租税条約など）に関する幅広い情報収集のためのリンク先を集めたものとして、経済産業省のホームページの中に「国際課税」に関するページがあります。

このページには、日本の国際取引に関する税制に係るリンク先が、かなり広範囲に集めてあるので、国際課税に関する知識や制度の概要の把握をするのに大変役立つかと思っておりますのでご一覧いただくことをお勧めします。

また、過去の国際課税に関する研究報告の一部にもアクセスできるリンクも貼られています。

該当ページの検索方法：下記の①又は②

- ① 経済産業省のホームページを開いて、次の順に該当するタブをクリック
経済産業省>政策について>政策一覧>貿易投資促進>国際租税

- ② 次のアドレスにアクセス

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/kokusaisozei.html#MainContentsArea

2 日本貿易振興機構（ジェトロ）のホームページ

海外進出に関連した海外ビジネス情報関と進出しようとする国の税制、法制、優遇制度等が国別に紹介されています。

なお、「目的別にみる」のページには、海外進出に関する記事だけでなく、輸入に関する項目の検索、越境 EC、知的財産保護に関する記事等も検索できるので、こちらもご一覧いただければと思います。

該当ページの検索方法：下記の①又は②

- ① 日本貿易振興機構のホームページを開いて、次の順に該当するタブをクリックし、該当する項目をクリックし検索。

日本貿易振興機構>目的別にみる>海外進出

- ② 次のアドレスにアクセスして該当する項目をクリックして検索。

<https://www.jetro.go.jp/themetop/fdi/>

平成 30 年 12 月 27 日
総合企画部長 大西 勉

日時 平成31年1月15日(火)
9時30分～
場所 ホテルテンパリス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 平成31年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について

(管理運営部門)

別添1「平成31年(2019年)中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について」参照

平成31年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合が、別添1「平成31年(2019年)中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について」のとおり確定いたしましたので、ご連絡いたします。

なお、この割合は、平成31年1月1日以後の期間に対応する延滞税等について適用されます。

(2) ダイレクト納付を利用した予納の導入について (管理運営部門)
別添2「ダイレクト納付を利用した予納の概要等」参照

ダイレクト納付を利用した予納制度につきまして、別添2「ダイレクト納付を利用した予納の概要等」のとおり、平成31年1月4日以降、利用開始となります。

確定申告による納付見込み金額につきまして、資料の1概要のイメージ図のように、定期的に又は任意のタイミングでご利用いただくことができます。

利用可能な税目は2利用可能な税目に記載のとおりとなります。

ダイレクト納付の予納の申出画面から入力するため、書面等による予納申出書の提出は不要となります。

ダイレクト納付の利用拡大及び滞納の未然防止に有効でありますので、関与先等にご案内いただきまして、積極的な利用勧奨をお願いいたします。

(3) プレプリント申告書送付対象者の見直しについて (個人課税部門)
別添3『確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」はがき
をお送りしています』参照

プレプリント申告書送付対象者の見直しにつきましては、平成29年分の確定申告期では、近年のICT申告の進展や行政コストの削減の観点から、前年、先生方が関与して申告書を提出した納税者には、申告書の送付を行わないなどの見直しを実施したところです。

見直しの実施につきまして、平成30年分においても円滑に実施されるよう、先生方に改めて周知させていただきます。

プレプリント申告書は送付されないが、申告は必要である旨関与先納税者にお伝えいただくとともに、先生方におかれましては引き続きe-Taxによる代理送信で申告書等を提出していただきますようお願いいたします。

所得税の予定納税額や消費税中間納付税額の入力に当たっては、納税者に通知等されている「予定納税額の通知書」「消費税の中間申告書(控)」から入力していただき、入力漏れのないようご注意願います。

なお、通知書等紛失の場合には、振替納税利用者は預金通帳での確認を、e-Taxをご利用の方はメッセージボックス内で確認をお願いします。e-Taxをご利用で無い方は、1月から3月末までの間に先生方の電子署名を付与した開始届出書を代理送信により提出した納税者に対しても、順次メッセージボックス内に「申告のお知らせ」を格納しますので、ご活用願います。

また、新たに関与される納税者の申告に必要な情報を確認する際、申告書の送付に代えて、「確定申告のお知らせ」はがきを送付されている場合があります。このため、別添3『確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」はがきをお送りしています』を活用いただき、関与先の納税者への確認・説明に活用いただけるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

(4) 自宅等からのICT申告の推奨について

(個人課税部門)

別添4「インターネットで確定申告ができます！」参照

本年も、熊谷税務署では確定申告期間中、申告相談会場が非常に混雑する見込であることから、納税者の方々の自宅等からのICTを活用した申告の推進に取り組んでおります。

昨年11月下旬から税務署幹部が源泉徴収義務者の方々に直接伺って、従業員の皆様に対し、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告書をご自宅で作成し、e-Taxで送信または郵送等により税務署へ提出していただくよう協力依頼を行って参りました。

関与先の源泉徴収義務者の方々から従業員の皆様の確定申告の相談を受けた際には、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告書をご自宅で作成し、e-Taxまたは郵送等により税務署へ提出していただくようご指導願います。

(5) 確定申告期の税務支援について

(個人課税部門)

イ 協議派遣事業におけるe-Tax（代理送信）の推進について

平成30年分確定申告期において、税理士会熊谷支部と青色申告会及び農業青色申告会との間で行われる協議派遣による申告相談会では、先生方の代理送信によるe-Taxの積極的なご利用をお願いいたします。代理送信によるe-Taxが徹底されるよう青色申告会等と協議を重ね、国税庁HP確定申告書等作成コーナーを利用して申告書を作成することで一定の協力を得ることとなりました。先生方におかれましても、昨年まで手書きで申告書を作成していた相談会場でも平成30年分は国税庁HP確定申告書等作成コーナーを利用した作成になるとのご理解をお願いいたします。

なお、従事される先生方におかれましては、派遣先青申会等とよく事前に打合せをしていただき、協議派遣における代理送信による申告が推進されるようご協力をお願いいたします。

ロ 無料申告相談の日程等について

実施期間：平成31年2月18日（月）から3月8日（金）

実施場所：キララ上柴「ハナミズキ」

平成30年分確定申告期の無料申告相談を、本年度も記載の日程等で実施予定となっております。熊谷支部から従事していただく先生方に関して連絡をいただいております。確定申告期間中のご多忙の中、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

なお、相談会場での運営要領につきましては担当役員の先生と協議を進めており、近日中に従事される先生方にお配りする予定であります。

(6) e-Tax研修会の実施について (個人課税部門)

日時：平成31年1月25日(金)午後1時30分から午後4時

平成31年1月31日(木)午後1時30分から午後4時

場所：埼玉工業大学

協議派遣による青色申告会等の申告相談会場・キララ上柴で実施される無料相談会場では、国税庁HP確定申告書等作成コーナーを利用いたします。操作方法等につきましては本年度も埼玉工業大学の協力を得て記載の日程でe-Tax研修会を開催しますので、先生方の事務所で使用しているソフトとは操作方法等異なるかと思われます。操作方法等に不安がある先生におかれましては積極的な参加をお願いいたします。

(7) 確定申告書等の早期送信、早期提出について (個人課税部門)

別添5「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の

提出(受付)名簿」参照

別添6「平成30年分関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の

提出(受付)名簿」参照

確定申告書等につきましては、早期にe-Tax等で送信いただくようお願いいたします。なお、e-Taxの添付書類等をご提出の際には、別添5「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の提出(受付)名簿」を添付書類等と一緒にご提出くださるようお願いいたします。添付書類を提出する際には、期限内に提出することを適用要件とする添付書類もありますし、還付処理等を速やかに進めるためにも極力、申告書データを送信してから近日中に提出していただくようお願いいたします。

また、関与先企業等からの書面による一括提出に携わる場合には別添6「平成30年分関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出(受付)名簿」を申告書等と一緒にご提出くださるようお願いいたします。名簿の様式につきましては、エクセルファイル等で作成いただいても構いませんので、同時提出にご協力をお願いいたします。

(8) 住宅借入金等特別控除適用者などの適用誤りに係る是正について

(個人課税部門)

別添7「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除等の適用誤りに関する

お知らせ」参照

既にご承知のとおり、住宅借入金等特別控除適用者などの適用関係の誤りに係るお知らせについては、昨年12月11日(火)に国税庁において記者発表を行ったところです。

関東信越国税局においても、関東信越税理士会に対し、各署で適用誤りの是正処理を行っていることについての情報提供をいたしました。

これを受け、熊谷税務署でも税理士会熊谷支部に対し、国税庁HPによる別添7「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除等の適用誤りに関するお知らせ」について情報提供させていただきますので、関与先から行政指導による見直し確認についての問い合わせがあった場合には、内容を見直しの上、ご対応いただきますようお願いいたします。

(9) 贈与税 e-Tax の積極的利用について (資産課税部門)
別添8「贈与税の申告も e-Tax で代理送信!!」参照

贈与税の e-Tax の利用につきましては、平成 29 年分の確定申告において大幅に拡大されるなど、税理士会の皆様のご理解とご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。引き続き、贈与税の e-Tax の積極的な利用について、ご協力いただきますようお願いいたします。

(10) 地積規模の大きな宅地の評価について (資産課税部門)

平成 29 年 9 月の評価通達の一部改正により、「広大地の評価」(旧評価通達 24-4)が廃止され、「地積規模の大きな宅地の評価」(評価通達 20-2)が新設されました。

これにより、平成 30 年 1 月 1 日以後に相続、遺贈又は贈与により取得する宅地で、一定の要件を満たすものは、「地積規模の大きな宅地の評価」の定めを適用して評価します。

課税時期により、評価通達(改正前の広大地の評価と改正後の地積規模の大きな宅地の評価)の適用が異なることからご注意願います。

贈与税については、平成 30 年分が「地積規模の大きな宅地の評価」を適用することのできる最初の年分となります。

(11) 上場株式等の譲渡所得の特例適用者に対する確定申告書等の控えの保管指導について (資産課税部門)

上場株式等の譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受けようとする方が、翌年以降に連続して当該特例に係る確定申告をしなかったため、特例の適用ができなくなった事例が散見されております。

当該特例の適用を受けようとする納税者に対しまして、翌年以降の確定申告を失念することのないよう、また、翌年以降の確定申告において繰越控除額を正しく適用するために、申告書や明細書等の控えを確実に保管するようご指導をお願いいたします。

添付書類

- 1 「平成31年（2019年）中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について」
- 2 「ダイレクト納付を利用した予納の概要等」
- 3 『確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」はがきをお送りしています』
- 4 「インターネットで確定申告ができます！」
- 5 「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の提出（受付）名簿」
- 6 「平成30年分関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出（受付）名簿」
- 7 「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除等の適用誤りに関するお知らせ」
- 8 「贈与税の申告もe-Taxで代理送信！！」

5 県税事務所からの連絡事項

○個人事業税に関する照会文書について

別添「個人事業税に関する照会文書の送付について」参照

平成30年分所得について、個人事業税額の算定に必要がありますので、照会文書を発送します。ご協力をお願いいたします。

不動産の賃貸状況については、貸付物件の種類、件数などを「平成30年分賃貸状況明細書」にご記入ください。

医業等については、非課税所得の認定に必要となりますので、「平成30年分社会保険診療等に係る収入金額の明細書」にご記入ください。

発送は2月1日（金）、回答は3月29日（金）となります。

平成 31 年（2019 年）中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について

1 延滞税

区分	平成 31 年（2019 年）1 月 1 日～
年 7. 3 % 部分	年 2. 6 %
年 1 4. 6 % 部分	年 8. 9 %

2 利子税

区分	平成 31 年（2019 年）1 月 1 日～	
利子税（以下を除く）	年 1. 6 %	
相続税・贈与税の延納利子税	別紙のとおり	
相続税・贈与税の 納税猶予に係る 利子税（注）	年 6. 6 % 部分	年 1. 4 %
	年 3. 6 % 部分	年 0. 7 %

（注）農地等の納税猶予、非上場株式の納税猶予、山林の納税猶予及び医療法人の持分についての納税猶予に係る利子税をいう。

3 還付加算金

区分	平成 31 年（2019 年）1 月 1 日～
還付加算金	年 1. 6 %

平成31年（2019年）中に開始する分納期間に適用される延納利子税の特例割合

区 分		延納期間 (最高)	延納利子税割合 (年割合)	特例割合	
相 続 税	不動産等の割合が75%以上の 場合	①動産等に係る延納相続税額	10年	5.4%	1.1%
		②不動産等に係る延納相続税額 (③を除く)	20年	3.6%	0.7%
		③森林計画立木の割合が20%以上の場合 の森林計画立木に係る延納相続税額	20年	1.2%	0.2%
	不動産等の割合が50%以上 75%未満の場合	④動産等に係る延納相続税額	10年	5.4%	1.1%
		⑤不動産等に係る延納相続税額 (⑥を除く)	15年	3.6%	0.7%
		⑥森林計画立木の割合が20%以上の場合 の森林計画立木に係る延納相続税額	20年	1.2%	0.2%
	不動産等の割合が50%未満 の場合	⑦一般の延納相続税額 (⑧、⑨及び⑩を除く)	5年	6.0%	1.3%
		⑧立木の割合が30%を超える場合の立 木に係る延納相続税額 (⑩を除く)	5年	4.8%	1.0%
		⑨特別緑地保全地区等内の土地に係る 延納相続税額	5年	4.2%	0.9%
		⑩森林計画立木の割合が20%以上の場合 の森林計画立木に係る延納相続税額	5年	1.2%	0.2%
贈 与 税	延納贈与税	5年	6.6%	1.4%	

延納利子税等特例割合表

例) H13.05.01以降に延納期間が開始する下記の2の延納利子税率は2.0%です。
適用する利子税率は分納期間が開始する日で判断する。
(延納許可日で判断しない。)

Table with columns for asset type (e.g., 1 動産等に係る延納相続税額), percentage of interest (e.g., 6.0, 5.4, 4.8), and various fiscal year periods (e.g., H11.12.31, H12.1.1, H13.3.1, H13.9.19, H18.7.14, H19.2.21, H20.10.31, H20.12.19, H25.12.12, H26.12.12, H28.12.12, H29.12.12, H30.12.12).

Table with columns for asset type (e.g., 1 動産等に係る延納相続税額), percentage of interest (e.g., 6.0, 5.4, 4.8), and various fiscal year periods (e.g., H11.11.30, H12.11.30, H13.11.30, H17.11.30, H18.11.30, H19.11.30, H20.11.30, H22.11.30, H23.11.30, H24.11.30, H25.11.30, H26.11.30, H28.11.30, H29.11.30, H30.11.30).

- ※① 基準割引率等について
平成12年～平成25年は日本銀行が定める基準割引率、平成26年以降は財務大臣が告示する割合となる。
※② 平成26年1月1日を含む分納期間における経過措置について
平成25年12月31日以前に開始した分納期間で、当該分納期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、改正法施行後の特例割合を適用して延納利子税を計算し、平成25年12月31日以前に開始した割合(4.3%)に対応した割合により延納利子税を計算する。
※③ 文中で用いている元号表示を西暦で表記すると以下のとおりとなります。
H30年・・・2018年
H31年・・・2019年

延滞税等特例割合表

還付加算金、延滞税および利子税の割合	原則的な割合	判定基準日 基準割引率等※①	特例割合 適用開始																
			H11.11.30	H12.11.30	H13.11.30	～	H17.11.30	H18.11.30	H19.11.30	H20.11.30	H21.11.30	H22.11.30	H23.11.30	H24.11.30	H25.12.12	H26.12.12	H28.12.12	H29.12.12	H30.12.12
還付加算金	7.3	H11.12.31 以前	0.5	0.5	0.1	～	0.1	0.4	0.75	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6
			H12.11.30 以降一年間	H13.11.30 以降一年間	H14.11.30 以降一年間	H18.11.30 以降一年間	H19.11.30 以降一年間	H20.11.30 以降一年間	H21.11.30 以降一年間	H22.11.30 以降一年間	H23.11.30 以降一年間	H24.11.30 以降一年間	H25.11.30 以降一年間	H26.12.12 以降一年間	H27.11.30 以降一年間	H28.12.31 以降一年間	H29.11.30 以降一年間	H30.11.30 以降一年間	H31.11.30 以降一年間
利子税※②	7.3	7.3	4.5	4.5	4.1	～	4.1	4.4	4.7	4.5	4.3	4.3	4.3	4.3	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6
延滞税	7.3	7.3	4.5	4.5	4.1	～	4.1	4.4	4.7	4.5	4.3	4.3	4.3	4.3	2.9	2.8	2.7	2.6	2.6
			14.6	14.6	14.6	～	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	9.2	9.1	9.0	8.9

※① 基準割引率等について
平成12年～平成25年は日本銀行が定める基準割引率、平成26年以降は財務大臣が告示する割合となる。

※② 利子税について
相続税・贈与税の延納利子税、相続税・贈与税の納税滞りに係る利子税は、延納利子税等特例割合表による。

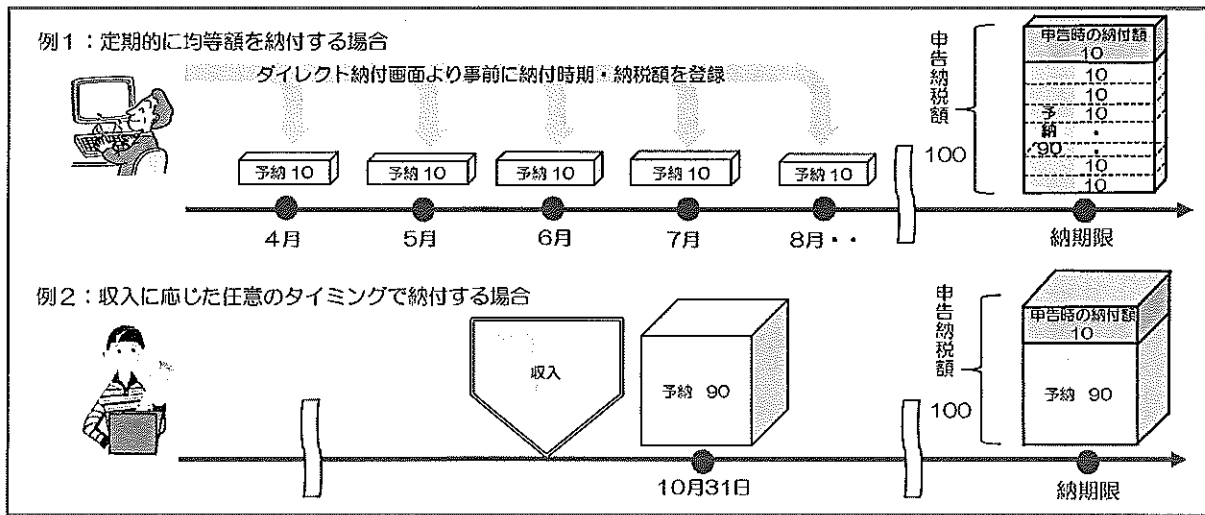
※③ 文中で用いている元号表示を西暦で表記すると以下のとおりとなります。
H30年・・・2018年
H31年・・・2019年

ダイレクト納付を利用した予納の概要等

1 概要

平成 30 年度税制改正において、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日と納付金額等をダイレクト納付画面により登録（複数の納付日や納付金額を登録可能）しておくことで、当該納付日に預貯金口座からの振替により納付（予納）することが可能となる。

（イメージ）



2 利用可能な税目

申告所得税及復興特別所得税・贈与税・法人税（地方法人税）・消費税及地方消費税

（注 1） 地方法人税は法人税を登録することで利用可能（法人税を優先的に収納）

（注 2） 同一課税期間に限り 2 税目の登録が可能（贈与税を除く）

3 登録手続きが行える期間

予納する税目の課税期間内

4 利用方法の概要

(1) 納税者は、e-Tax ソフト (Web 版) 及び e-Tax ソフト (SP 版) からログインし、「ダイレクト納付を利用した予納の申出（予納ダイレクトの利用）」メニューを選択

（注） e-Tax ソフト (ダウンロード版) では予納ダイレクトを利用することができず、e-Tax ソフト (Web 版) のショートカットのみ表示される。

(2) 「税目、課税期間、優先税目の入力」画面において、税目、課税期間、優先税目等を入力

（注） 「予定納税（中間申告）分も納付する」の項目をチェックすることにより、確定申告分の税額だけでなく予定納税額や中間申告分の税額も予納の対象と

することが可能

- (3) 「予納日、予納金額、引落口座の入力」画面において、予納日、予納金額を入力し、引落口座を選択

(注1) 「予納の申出内容の変更（照会）を行う」メニューにより、申出内容の照会、変更が可能

(注2) 予納する税目の課税期間中において、当該課税期間内の任意の日付を引落日として登録が可能

例えば、平成31年分申告所得税及び復興特別所得税の場合は、平成31年（2019年）1月1日～平成31年（2019年）12月31日の任意の日付を引落日とする登録が可能

- (4) 予納日の前週水曜日（祝日の場合は、翌日）に、「予納日到来のお知らせ」をメッセージボックスに格納

- (5) 予納日当日、「予納完了通知」をメッセージボックスに格納

5 サービス開始日

- (1) e-Taxソフト(Web版) 平成31年（2019年）1月4日（金）
(2) e-Taxソフト(SP版) 平成31年（2019年）4月1日（月）（予定）

国税庁からのお知らせ

確定申告書用紙に代えて

「確定申告のお知らせ」はがき※ をお送りしています



「確定申告のお知らせ」はがきイメージ

※「確定申告のお知らせ」はがきとは、予定納税額などの申告書の作成に必要な情報を記載したはがき（又は封書）です。

国税庁の取組

○ 近年、ICT（情報・通信技術）を利用した申告件数が増加しており、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。

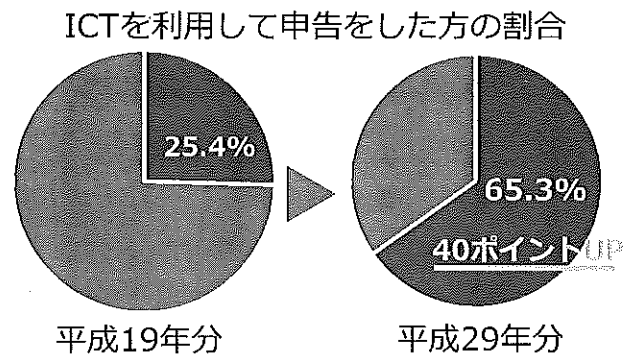
○ このため、国税庁では、資源保護及び行政コスト削減の観点から、申告書用紙の送付に代えて、

- ・ 「確定申告に必要な情報」
- ・ 「e-Tax等のご案内」などを記載した

「確定申告のお知らせ」はがきをお送りしております。

◆ 「確定申告のお知らせ」はがきは、ICTを利用して申告した方や各指導機関を通じて申告書を提出された方にお送りしています。

○ 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」はがきを送付される方 (申告相談にお越しの際は、「確定申告のお知らせ」はがきをお持ちください)

前年の所得税又は消費税の確定申告書の作成場所・作成方法・提出方法が以下のいずれかに当てはまる方で、翌年も申告が必要と見込まれる方※

作成場所	作成方法	提出方法
1 ご自宅等	確定申告書等作成コーナー	書面
2 税務署の申告会場	申告会場のパソコン	e-Tax及び書面
3 市区町村の申告会場	全て	e-Tax及び書面
4 青色申告会、商工会などの指導会場	全て	e-Tax及び書面

※ 「翌年も申告が必要と見込まれる方」とは、事業・農業・不動産所得があり、青色申告決算書・収支内訳書の作成が必要な方、予定納税や公的年金等所得のある方のほか、消費税の課税事業者の方などをいいます。

なお、ご自宅で手書き作成した申告書を提出された方など、確定申告のお知らせはがきの送付対象に該当しない方で、翌年も申告が必要と見込まれる方に対しては、確定申告書用紙を送付しています。

※ 所得税又は消費税の申告を、ご自宅等からe-Taxにより送信された方（各申告会場や指導会場においてご本人の電子証明書のみを付してe-Taxにより送信された方を含む。）や、税理士に依頼して作成・提出をされた方は、お知らせはがきを送付されません。

e-Taxをご利用の場合は、e-Taxにログイン後、メッセージボックスにて「申告のお知らせ」をご参照ください。

○ 確定申告書等の用紙が必要な方は、裏面をご確認ください。

(裏面もご確認ください)

手書きにより申告書を作成される方へのご案内

- 手書きで作成する場合、申告書や手引きは国税庁ホームページからダウンロードできます。



国税庁ホームページの
様式ダウンロード
ページへはこちらから

- インターネット環境やプリンタのない方等で、確定申告書等の用紙が必要な方は、管轄の税務署へお問合せください。
※ 確定申告書等の用紙は、税務署、申告会場及び指導会場で配付しています。

確定申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」が便利！

STEP

1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、所得税や消費税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書などを作成できます。

作成コーナー



利用率

2人に1人が利用

利用者の感想

94%の方が役立つ

と回答

STEP

2 申告書を作成

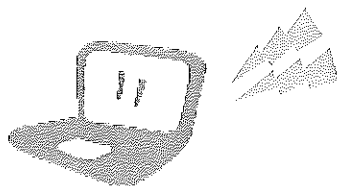
画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成でき、自動計算なので計算誤りがありません！

STEP

3 申告書を提出 申告書の提出はe-Tax(データ送信)または郵送等で！

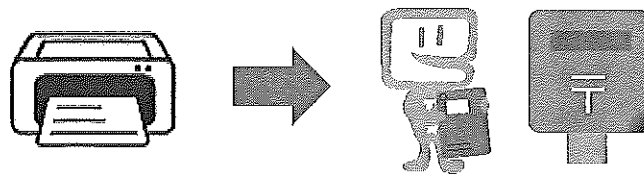
e-Taxで送信

e-Taxで送信するためには、事前に準備が必要です。



印刷して提出

郵送等で税務署に提出します。



プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス(有料)を利用すれば印刷できます。

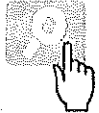
インターネットで 確定申告ができます！



STEP

1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー



- ◎ 税務署に行く手間がかかりません！
- ◎ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- ◎ ご不明な点は電話で問合せできます！
(裏面をご覧ください)

利用率
2人に1人が利用

利用者の感想
94%の方が役立つ
と回答

STEP

2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3 申告書を提出 申告書の提出はe-Tax（データ送信）または郵送等で！

e-Taxで送信して提出

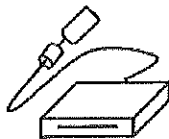
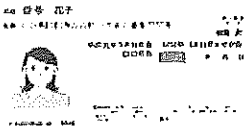
マイナンバーカードを使って送信
(マイナンバーカード方式)

マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでない方

IDとパスワードで送信
(ID・パスワード方式) (注)

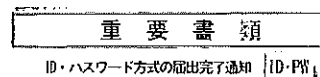
用意するものは、次の2つ

- ① マイナンバーカード
- ② ICカードリーダーライター



IDとパスワードは…

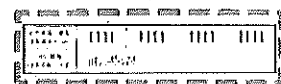
平成30年1月以降に税務署等で職員と対面による本人確認を行った後に発行されるものです。



ID・PW
が目印

(見本)

ID・パスワード方式に対応した
ID・パスワード!

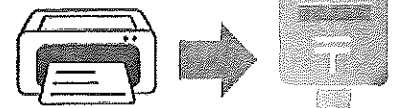


発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

印刷して郵送等で税務署へ提出

プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。



いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。さらに、平成31年1月からは...

スマホで見やすい専用画面

給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます！

ID・パスワード方式で申告完結

- ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信すれば申告完了！
- e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの添付書類は提出不要！
- 申告書の控えはPDF形式でスマホに保存！

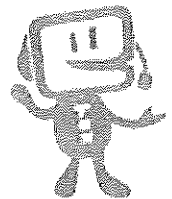


確定申告書等
作成コーナーへ！

※ ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス(有料)を利用の上、申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出できます。
※ タブレット端末からもご利用いただけます。

お問合せ先のご案内

事前準備、送信方法、エラー解消など
作成コーナーの使い方に関するお問合せ



e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク **0570-01-5901** (全国一律市内通話料金)

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除く。)

受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください(通常の通話料金となります。)

マイナンバーカードをご利用になる場合の
ICカードリーダーの設定などに関するお問合せ

マイナンバー総合
フリーダイヤル **0120-95-0178** (通話料金無料)

受付時間：平日 9:30～20:00 / 土日祝日 9:30～17:30 (12月29日～1月3日を除く。)

受付時間は、変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、050-3818-1250をご利用ください(通常の通話料金となります。)

申告書の作成などに当たってご不明な点に関するお問合せ

☎ 最寄りの税務署へ
(電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。)

お電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

申告書の提出の都度、

マイナンバーの記載 と **本人確認書類の提示** 又は **写しの添付** が必要です。

※ e-Taxを利用すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要となります。

本人確認書類とは、例1：マイナンバーカード、例2：通知カード 及び 運転免許証 など



税務署長 殿

提出税理士	住所
氏名 (名称)	
電話番号	

平成30年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の提出(受付)名簿

No.	住所 (市区町村名)	氏 名	提 出 書 類														
			所得税 申告書	青色申告 決算書	収 支 内訳書	譲渡所得 関係書類	贈与税 申告書	消費税 申告書	税理士法 第30条の2 書面	税理士法 第33条の2 の書面	預貯金口座 振替依頼書	e-Tax 系付書類	所得税 申告書	贈与税	その他		

(注) 1 確定申告書等の提出書類とともに2部(提出用及び控用)作成し提出してください。
 2 「提出書類」欄は、該当する箇所に○印を付してください。
 3 該当する書類の欄がない場合は、「その他」欄に書類名を記載してください。

税務署長

平成30年分 関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出(受付)名簿

税 理 士 氏 名	
住 所	
氏 名 (名称)	
電 話	

No.	住 所 (市区町村名)	氏 名	提 出 書 類										
			所得税 申告書	青 色 申 告 決算書	収 支 内 訳 書	譲 渡 所 得 関 係 書 類	贈 与 税 申 告 書	消 費 税 申 告 書	税 理 士 法 第 30 条 の 書 面	税 理 士 法 第 33 条 の 2 の 書 面	預 貯 金 口 座 振 替 依 頼 書	e-Tax 添 付 書 類	
											所 得 税	贈 与 税	
5													
10													
15													
20													

- (注) 1 当名簿は、2部(提出用及び控用)作成し、確定申告書等の提出書類とともに提出してください。
 2 「提出書類」欄は、該当する箇所に○印を付してください。
 3 該当する書類の欄がない場合は、「その他」欄に書類名を記載してください。

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除等の適用誤りに関するお知らせ

本年6月、会計検査院より、所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除と贈与税の住宅取得等資金の贈与の特例のいずれも申告している場合等に関して、納税者の申告誤りが多く見受けられるとの指摘を受けました。

国税庁において、指摘を受けた申告誤りがある方を特定するため、納税者の皆様より提出された申告書の見直しを行った結果、平成25年分から平成28年分までの所得税の確定申告書を提出するなどした方のうち、最大で約1万4,500人について申告誤りの是正が必要であることが判明しました。

是正を要すると見込まれる納税者の皆様に対しては、所轄の税務署から、今一度ご自身の申告内容を見直しいただき、申告誤りのあった内容の是正と不足分の税額の納付を行っていただくことをお願いしています。

国税庁においては、申告納税制度の下、今回の誤りについて、今後、納税者の皆様に、誤りのない申告をしていただけるように、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除等の制度や申告手続について、より丁寧な周知・広報を図るとともに、その申告誤りを適時・適切に把握し、その是正を行うことができるように、納税者の皆様より提出された申告書の審査の充実等に努めてまいります。

申告誤りとなっているケースは、次のケース1からケース3までのとおりです。

【ケース1】(特定増改築等)住宅借入金等特別控除と贈与税の住宅取得等資金の贈与の特例について、合わせて適用を受けた場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除額の計算誤り(ケース1の詳細はこちら)

【ケース2】(特定増改築等)住宅借入金等特別控除と居住用財産を譲渡した場合などの譲渡所得の課税の特例との重複適用(ケース2の詳細はこちら)

【ケース3】贈与税の住宅取得等資金の贈与の特例のうち、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例の適用における所得要件の確認もれ(ケース3の詳細はこちら)

<ご注意> 不審な電話や振り込め詐欺にご注意ください。

今回の見直しの際に、税務署から電話でお問合せをする際には、提出いただいた申告書等を基に、その内容をご本人に確認することを原則としています。

税務職員を名乗る者から電話などがあり、その内容について不審に思われた場合には、即答を避け、相手の所属部署、氏名、電話番号を確認した上で、一旦電話を切り、最寄りの税務署の総務課又は国税局の納税者支援調整官までお問い合わせください。

(国税局・税務署の電話番号は、「税務署の所在地などを知りたい方」をご覧ください。)

詳しくは、「不審な電話や振り込め詐欺にご注意を」をご覧ください。

【ケース1】(特定増改築等)住宅借入金等特別控除と贈与税の住宅取得等資金の贈与の特例について、合わせて適用を受けた場合の住宅ローン控除額の計算誤り

新築や購入等した家屋を居住の用に供した年分又はその前年分において、その家屋を取得するに当たり贈与を受け、その受贈額について贈与税の住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合で、更に、その家屋について(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けるときは、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除額の計算上、贈与の特例の適用を受けた受贈額を家屋の取得価額等から差し引く必要があるにもかかわらず、誤ってその減算をしていなかったものです。

(参考)

贈与税の住宅取得等資金の贈与の特例は、次に掲げるものが該当します。

- 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税(租税特別措置法(以下「措法」といいます。)第70条の2)
- 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(措法第70条の3)

【ケース2】（特定増改築等）住宅借入金等特別控除と居住用財産を譲渡した場合などの譲渡所得の課税の特例との重複適用

新築や購入等した家屋を居住の用に供した年分及びその前後2年分ずつの計5年分の間に、居住用財産を譲渡した場合などの譲渡所得の課税の特例の適用を受けた場合には、その家屋について（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができないにもかかわらず、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていたものです。

（参考）

居住用財産を譲渡した場合などの譲渡所得の課税の特例は、次に掲げるものが該当します。

- 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法第31条の3第1項）
- 居住用財産の譲渡所得の特別控除（措法第35条第1項（同条第3項の規定により適用する場合を除きます。））
- 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法第36条の2、措法第36条の5）
- 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（措法第37条の5）
- 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例（旧措法第37条の9の2）

【ケース3】贈与税の住宅取得等資金の贈与の特例のうち、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例の適用における所得要件の確認もれ

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例については、その適用を受ける年分の所得税の合計所得金額が2,000万円超である納税者は、その適用を受けることができないにもかかわらず、誤って適用を受けていたものです。

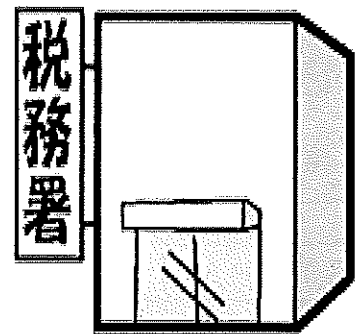
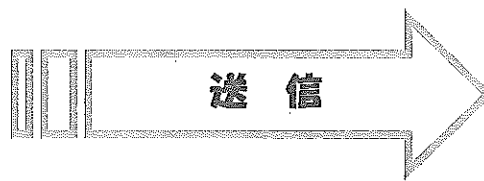
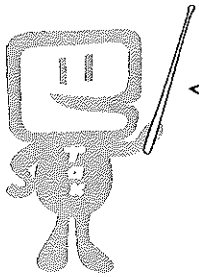
贈与税の申告も

e-Tax^{イー・タックス}で代理送信!!

贈与税の申告につきましても、e-Taxの利用が可能となっています。

税理士の皆さんが、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) の「確定申告書等作成コーナー」で贈与税の申告書を作成し、そのまま代理送信で提出することもできます。

また、添付書類のイメージデータによる提出が可能となっていますので、是非、ご利用ください。



確定申告書等作成コーナーの操作に関するお問合せは、

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(Tel. 0570-01-5901)^{e-タックス}

へお問合せください。

ヘルプデスクの受付時間、利用開始の手続、利用可能期間、パソコンの推奨環境、よくある質問 (Q&A) 等、e-Tax に関する最新情報は、e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

代理送信までの流れ（確定申告書等作成コーナーを利用した場合）

STEP 1 初期登録等

代理送信を行うためには、税理士の皆さんが自身の開始届出書を提出して、「税務代理によるご利用が可能となった旨の通知」を受信し、初期登録（電子証明書の登録等）を行っていただく必要があります。

STEP 2 関与先納税者の開始届出書の提出

税理士の皆さんが関与先納税者の申告書をe-Taxにより代理送信するためには、関与先納税者の開始届出書を所轄税務署に提出する必要があります。

税理士の皆さんは、e-Taxソフト等を利用して関与先納税者の開始届出書を代理で提出することができますので、是非ご利用ください。

もちろん、関与先納税者がオンラインや書面で提出することもできます。

※ 関与先納税者が利用者識別番号を取得している場合には、関与先納税者の利用者識別番号を確認し、STEP 4に進んでください。

STEP 3 利用者識別番号と暗証番号の通知

- 1 税理士の皆さんが開始届出書を代理で提出した場合は、即日、オンラインにより利用者識別番号等が発行され、税理士及び関与先納税者双方のメッセージボックスに格納されます。
- 2 関与先納税者が開始届出書をオンラインにより提出した場合には、即日、オンラインにより利用者識別番号等が発行され、関与先納税者のメッセージボックスに格納されます。
- 3 関与先納税者が開始届出書を書面で提出した場合には、後日、郵送により利用者識別番号等が記載された通知書が送付されます（送付までに、最短で1週間程度要します。）。

STEP 4 申告書の作成

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で、贈与税の申告書を簡単かつ正確に作成することができます。

しかも、相続時精算課税などの特例を適用する場合にも、チェック形式になっているため、特例適用要件の確認が簡単です。

STEP 5 代理送信による提出

税理士の皆さんが代理送信する場合には、税理士の皆さんの電子証明書を添付することで、送信が可能となります。関与先納税者の電子証明書は必要ありません。

なお、税理士の皆さんが代理送信した場合、税理士及び関与先納税者双方のメッセージボックスに受信通知が格納されますので、関与先納税者においても受信結果の確認ができます。

STEP 6 添付書類の提出

相続時精算課税や住宅取得等資金の非課税などの適用を受ける申告については、住民票や登記事項証明書等の必要書類をイメージデータ（PDF形式）で提出できます。

なお、従来どおり、添付書類を書面で提出する場合には、「平成30年分の贈与税の申告書等送信票（兼送付書）」も併せて提出願います。

個人事業税に関する照会文書の送付について

1 平成30年分不動産の賃貸状況について

不動産貸付収入のある方に対しては、個人事業税額を計算するうえで、貸付物件の種類及び件数を把握する必要があります。そのため、「平成30年分賃貸状況明細書」をご提出いただくための照会文書を送付します。

発送件数 432件

※様式については裏面をご覧ください。

2 平成30年分医師及び歯科医師等の社会保険診療等に係る収入金額等について

医師、歯科医師、柔道整復師等の個人事業税の算出にあたっては、社会保険診療から生ずる非課税所得の金額や社会保険診療に従事した専従者の控除額の計算が必要となります。そのため、「平成30年分社会保険診療等に係る収入金額の明細書」をご提出いただくための照会文書を送付します。

発送件数 308件

※様式については裏面をご覧ください。

3 照会の根拠規定

地方税法第72条の55第4項及び埼玉県税条例第31条の10第3項

4 回答期限等

(1) 照会文書発送日 平成31年2月 1日(金)

(2) 回答期限 平成31年3月29日(金)

5 お問い合わせ先

埼玉県熊谷県税事務所 課税第二担当(個人事業税担当)

048-523-0475

照会文書様式

(1) 平成30年分賃貸状況明細書

○ 平成 年分不動産の賃貸状況明細書（貸付面積も必ずご記入ください。）

種別	貸付不動産の種類	貸付不動産の所在地	貸付不動産の名称 (アパート・駐車場等の名称)	貸付可能数 (坪・棟・室・台)	貸付数 (坪・棟・室・台)	貸付面積 (延床・土地・駐車場)	収入金額	特記事項
建物	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅以外 【一戸建・一戸建以外】					m		
建物	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅以外 【一戸建・一戸建以外】					m		
建物	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅以外 【一戸建・一戸建以外】					m		
土地	<input type="checkbox"/> 宅地用 <input type="checkbox"/> 駐車場用 <input type="checkbox"/> その他 ()					m		
土地	<input type="checkbox"/> 宅地用 <input type="checkbox"/> 駐車場用 <input type="checkbox"/> その他 ()					m		
土地	<input type="checkbox"/> 宅地用 <input type="checkbox"/> 駐車場用 <input type="checkbox"/> その他 ()					m		
駐車場	<input type="checkbox"/> 青空駐車場 <input type="checkbox"/> 建物：立体式、ガレージ等					m		
駐車場	<input type="checkbox"/> 青空駐車場 <input type="checkbox"/> 建物：立体式、ガレージ等					m		
駐車場	<input type="checkbox"/> 青空駐車場 <input type="checkbox"/> 建物：立体式、ガレージ等					m		
その他	<input type="checkbox"/> 線下補償 <input type="checkbox"/> 電柱 <input type="checkbox"/> 看板 <input type="checkbox"/> 携帯アンテナ <input type="checkbox"/> その他					m		
収入金額合計 (確定申告書の不動産収入金額合計と一致することに留意してください。)							円	
所得税で青色申告をしましたか		1: はい (不動産所得からの青色申告特別控除額 10万・65万・)		円		2: いいえ		
貸付に関して変更がありましたか		1: あった (変更内容:)				2: なかった		
本書を関与税理士が作成した場合にご記入ください。 関与税理士: _____ 電話番号: _____				本書の記載内容に関するお問い合わせ先にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> ご本人 <input type="checkbox"/> 関与税理士				

(2) 平成30年分社会保険診療等に係る収入金額の明細書

(宛先) 埼玉県 県税事務所長 _____ 平成 年 月 日
住所 (居所) _____
(フリガナ) _____
氏 名 _____ 電話番号 _____
病院または診療所 _____ 電話番号 _____
所在地 _____
名 称 _____
関与税理士 _____ 電話番号 _____

○ 平成 年分 社会保険診療等に係る収入金額等の明細書

収入金額	社会保険等診療分	円
	社会保険診療分以外の診療分 (自由診療分)	円
	雑収入 (医療等に付随して生じた診療分以外の収入)	円
	合計 (確定申告における医療の収入金額合計と一致することに留意してください。)	円
所得金額 (青色申告者の方は青色申告特別控除額の控除後の所得金額)		円
専従者給与 (控除) 額		円
事業用資産の譲渡損失など (種目: _____)		円
所得税で青色申告をしましたか		1: はい (医療等の所得からの青色申告特別控除額 10万円・65万円・) 円 2: いいえ
年の途中で開業または廃業をしましたか		1: はい (開業または廃業年月日 平成 年 月 日) 2: いいえ
医療または歯科医療を営む方は、記入してください。		
所得税の確定申告で租税特別措置法第26条の規定 (社会保険診療報酬の所得計算の特例) を選択しましたか。		1: した 2: しな

※ 税務署に「青色申告決算書 (一般用) 付表《医師及び歯科医師用》」又は「収支内訳書 (一般用) 付表《医師及び歯科医師用》」をご提出いただいた場合は、回答不要です。